

第31回しあわせ金婚夫婦表彰について

町では、福島県老人クラブ連合会と福島民報社が主催する「しあわせ金婚夫婦表彰」について、該当されるご夫婦を募集します。

○表彰を受けられる金婚夫婦

- 1. 結婚して50年の夫婦（昭和42年1月1日から同年12月31日までに結婚）
- 2. 前回までに届け出されなかった金婚夫婦

○申込方法

役場窓口にて申請名簿に記入（自己申告）

○受付締切

7月10日⑨まで

○表彰日

9月6日⑩ 敬老会にて表彰します。

⑨役場 町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

※(ホ)「桐の里ウォーク2017」参加者募集並びに「おもてなし出店者」の募集について

昨年に引き続き第2回大会となる「桐の里ウォーク2017」を下記日程で開催します。新緑と桐の花が見ごろの季節となり、健康づくりや様々な方との交流をテーマとしておりますのでぜひご参加ください。

また、今大会より、地域の方々による「おもてなし」を企画したいと思いますので、出店をご希望の方はお申込みください。

《桐の里ウォーク2017》 ※小雨決行

○日時 5月13日⑮ 午前9時30分スタート

【受付】午前8時～午前9時

【開会式】午前9時より

○会場 町民運動場

○コース 8Km

○申込期限 5月1日⑨まで

※詳しくは4月上旬に配布したチラシをご覧ください。

《おもてなし出店者募集》

○出店内容

①おもてなし（無料サービス）②物販・飲食物提供

※無料サービスいただける方については協力金をお支払いいたします。

○出店場所

会場内（町民運動場）またはコース上となります。申込み後に出店者の調整を行い、後日連絡します。

○申込期限

平成29年5月1日⑨まで

⑨三島町公民館 ☎(48) 5599

町営バス定期券5月分検認のお知らせ

実施日

町営バス定期券の検認を実施しますので、料金と定期券を持参の上お集まりください。

4月28日⑫



※時間が変更となっておりますので、ご注意ください。

時 間	地 区 名	場 所
9:30～9:40	滝 谷	目黒恒子氏宅
9:50～9:55	桧 原	桧原多目的集会所前
10:05～10:15	川 井	森田勝氏宅車庫前
10:20～10:30	大 登	角田一雄氏宅前
10:40～10:45	西 方	ふるさとセンター前
10:55～11:05	大 石 田	消防屯所前
11:20～11:25	早 戸	生活改善センター前
11:30～11:35	滝 原	板橋貞子氏宅前
11:40～11:45	高 清 水	高清水集会所前
13:30～13:40	間 方	菅家藤一氏宅
13:50～14:00	浅 岐	若林橋
14:10～14:15	大 谷	活性化センター前
14:20～14:30	鳥 海	五十嵐恵氏宅

⑨役場 総務課 ☎(48) 5511

伐採したオオヤマザクラの無償提供について

大林ふるさとの山において樹木保全のため伐採したオオヤマザクラを町民の方を対象に無償で提供いたします。希望する方は下記までご連絡ください。なお、保管場所は旧西方児童館で、運搬費用は自己負担となります。

⑨地域政策課 ☎(48) 5533

※(ホ)こらんしょ運動教室のお知らせ

心身機能の向上を目的とした『こらんしょ運動教室』を開催します。膝や腰、肩等の痛みを楽にする効果的な運動方法や、マッサージ・ストレッチ・筋力アップの方法を学ぶことができますので、お気軽にご参加ください。

今年度は毎月1回の町民センターに加え、各地区集会所でも実施します。町民センターに来ることが出来ない方も是非この機会にご参加ください。

【定期開催】（どなたでもご自由に参加できます）

○日時 5月16日⑯ 午前10時から

場 所 町民センター1階 ふれあいの間

【地区開催】（どの地区の方でもご自由に参加できます）

○日時 4月24日⑧ 午後1時30分から

場 所 滝原林業集会センター

○日時 5月15日⑨ 午前10時から

場 所 間方集会所

◆講師 健康運動士 島田 一郎 先生

◆準備品 飲料水

みしま健康ポイントカード

⑨地域包括支援センター ☎(48) 5045

会津アピオ相談窓口の相談

受付方法の変更について

東京電力ホールディング(株)会津若松補償相談センター相談窓口での受付方法が変更となりましたのでお知らせします。

会津若松補償相談センター「賠償相談窓口」

○住所

会津若松市インター西52（会津アピオ内）

○開催日時

月～金曜 午前9時～午後5時（休祝日・年末年始除く）

①変更内容

・変更前 随時受付

↓

・変更後 予約受付

②変更時期

7月3日⑮より

③予約受付の開始日

6月1日⑮より

④予約専用ダイヤル

0120-996-546

※月～金曜日（休祝日・年末年始を除く）予約日2日前までに予約

山菜の販売には県の放射能検査を受ける必要があります

野生の山菜について、県の放射能検査（モニタリング検査）を行っていない品目は販売することができません。また、野菜についても県の放射能検査を受けないと販売できない品目もありますので、山菜・野菜の販売を希望する方は、役場産業建設課または放射能検査室までお問合せ下さい。

農林水産物の放射能検査については、町のホームページに詳しく掲載していますので、ご覧ください。

※放射能検査室（みしま宿2階）で実施している検査は、消費者の安全のための検査であり、あくまで自主検査という扱いとなりますのでご注意ください。

☎役場 産業建設課 産業係 ☎(48) 5566

三島町乳児の紙おむつ支給事業のお知らせ

三島町で子育てする方の負担軽減を図るため、1ヵ月につき3,000円を上限（所要額の1割を保護者が負担）に、1歳未満の乳児の紙おむつを支給する「乳児の紙おむつ支給事業」を実施することになりました。

支給対象の方にはすでに申請書を送付しているところですが、利用を希望される方は町民課保健福祉係にご相談ください。

☎役場 町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565



平成29年度三島町空き家・住宅改修費等補助金のお知らせ

町では、移住・定住の促進、集落の維持・活性化、景観の保全等を図るため、空き家の改修・解体または新築・増築のための費用の一部を補助します。

※空き家とは、日常的に居住していない家屋であり、所有者等が日常的には居住せず、年数回、定期的に利用している場合も含まれます。

区 分	①空き家改修		②住宅の新築	③住宅改修	④空き家解体
	移住・定住	地域活動促進			
補助の対象	移住・定住に伴う町内に存する空き家の改修（改修後5年以上の定住を伴う場合に限る）	地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の改修（改修後5年間の利活用計画が策定されている場合に限る）	移住・定住（町外への人口流出抑制に資する場合を含む）に伴い、5年以上定住するための住宅の新築	新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の改修	利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体（所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないものに限る）
補助対象者	①空き家の所有者（購入者の場合は売買契約書が必要） ②空き家の借主（所有者の同意・賃貸借契約書が必要） ③①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者 ④三島町に住民票の異動を行っている場合、異動日より経過した日が2年以内の者		①住宅の施行主 ※町税、使用料等の滞納がない者	①住宅の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要）※町税、使用料等の滞納がない者 ③増加した世帯員が三島町に住民票の異動を行っている場合、異動日より経過した日が2年以内の者	①空き家の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ③委任者（委任状が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者
補助対象経費	①工事請負費 ②調査設計費 ③家財処分費（補助金上限額のうち上限25万円） ④町長が必要と認める経費（対象外経費）・蔵や倉庫、車庫等の附属建築物 ・解体の場合、空き家の一部利活用のための一部解体 ・新築又は改修の場合、土地購入費 ・補助金の交付決定前に着手した工事				
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て） ①町外から住民票の異動を伴う移住者（住民票の異動日から2年間） ・上限150万円 ②町内で住民票の異動を伴う転居者 ・上限100万円	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て） ・上限100万円	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て） ・上限100万円 ※町内事業者を利用した新築工事 ・上限150万円	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て） ・上限100万円	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て） ・上限75万円 ※補助対象の基準単価は、概ね15,000円/m ² が上限とする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1申請者または1家屋につき申請1回となること。 ・原則として、町内の事業者により改修又は解体を行うこと。 ・空き家・住宅改修の場合、改修後または新築後5年間は町への経過報告が必要となること（補助金返還となる場合あり）。 				

☎役場 地域政策課 地域政策係 ☎(48) 5533